令和８年３月13日
文部科学省
総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示案に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示案」について、令和８年２月５日から令和８年３月６日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計２件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

（別　紙）

分　野	主な意見の概要	文部科学省の考え方
社会教育主事（補）の専門性について	社会教育主事（補）資格が本来担保している専門性と、男女共同参画機構での勤務経験が同等、あるいは代替的に扱われる点については、制度設計上の整理が十分でないと考える。男女共同参画機構勤務経験者が社会教育分野の業務に従事する際の、社会教育に関する再教育・研修の有無および内容等について明確な説明または制度上の整理を求める。	今般、社会教育法第九条の四第一号ロ及びハに規定する社会教育主事補と同等の職等として男女共同参画機構における職等を追加するのは、国立女性教育会館が担っていた女性教育に関する業務を男女共同参画機構が承継するためです。 男女共同参画機構は教育以外の業務も所掌しますが、「社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する」職又は事業の企画立案・指導の業務経験を行った者のみが社会教育主事補と同等の職として扱われます。さらに、社会教育主事となるには社会教育主事講習の修了が必須であり、社会教育の専門性を担保する制度となっております。